

# 花き生産農家は知的財産権を取ろう

～ 知的財産の共有・有効活用で、地域・グループの活性化を！～

二村幹雄（農業総合試験場園芸研究部、前・農業総合試験場企画普及部）

【平成22年5月27日掲載】

## 【要約】

ある花き生産の法人経営では、品質管理の徹底により信頼性の高い鉢物商品をつくっている。そこでは、商標、意匠を活用したカタログ、ポップ、ラベル等による広告活動を充実させ、有利販売に結びつけていた。その傘下のグループ生産農家では、これらを武器にして収益性を高めており、知的財産（知財）が共有・有効活用されていた。個人経営農家の知的財産も地域・グループで共有できれば、その効果・影響力はさらに拡大し地域の活性化へとつながる。

## 1 はじめに

花きの分野にも、新しい栽培技術、新品種、ブランドなど多数の知的財産（知財）がある。経済がグローバル化した今日では、国際競争に勝たなければならないし、産地間競争にも勝たなければならない。そのためには、「価値ある情報」＝（知財）の創造により、差別化・付加価値化していく必要がある。また、地域が活性化していくためにも、知財を戦略的に創造し、使い分け、保護・活用していくことが重要となっている。平成21年12月現在、愛知県における花き生産者らの知的財産権の登録状況は、新品種195、特許3、実用新案4、意匠2、商標16の計220件である。ここでは、新品種の育成以外で本県花き生産者らが取り組んだ事例として、現在登録中の知的財産権を紹介する（第1表）。

第1表 愛知県における花き生産者らの知的財産権登録状況（農業改良普及課調べ、平成21年12月時点）

権利の種類	No.	名称など	登録番号	権利者	経営形態
特許	1	底面給水鉢と鉢植え植物のパッケージ	第2826651号	三浦 正	観葉植物生産(法人)
	2	鉢栽培方法及びその装置(NKシステム)	第3647780号	中島 和夫	鉢花生産
	3	デンドロビウムのアーチ仕立て	第4218802号	矢藤正勝、矢藤正志	デンドロビウム生産
実用新案	4	水槽付き植木鉢	第3060615号	三浦 正	観葉植物生産(法人)
	5	給水タンク付き植木鉢	第3060957号		
	6	浅鉢を利用した蘭の鉢植え及び栽培方法	第3125387号	加藤 宏樹	シンビジウム生産
	7	着色液による斑入り観葉植物の着色	第3147153号	重野 幹夫	観葉植物生産
意匠	8	2次元コード付き植物用名札	第1263270号	三浦基彰、佐原文雄((株)電興社)	観葉植物生産(法人)
	9	園芸用表示札「足元注意！」	第1226304号	(有)角田ナーセリー	苗物生産(法人)
商標	10	いつでもイチゴ	第4451521号	(有)角田ナーセリー	苗物生産(法人)
	11	切り花畑	第4707242号		
	12	天使のトマト	第4729563号		
	13	わんにゃんサラダ	第4769974号		
	14	千日小坊(せんにもちこぼう)	第5055390号		
	15	男の花づくり	第5101033号		
	16	ステップタイム	第5101037号		
	17	絶品!男野菜	第5141037号		
	18	彩蘭(さいら)	第4798886号	矢藤 正志	デンドロビウム生産
	19	ハート胡蝶蘭	第5005396号	松浦 進、鈴木真隆	洋ラン生産
	20	ハッピーブーケ	第5078372号	廣野 與志郎	観葉植物生産
	21	・・・with Plants.	第5101124号	近藤 雄三	観葉植物生産
	22	パイナップルローズ	第5115985号		
	23	ホワイトクラウン	第5115941号	深谷 稔樹	洋ラン生産
	24	Kiss and Cry	第5193209号	外山 松生	和物生産
25	朱鷺茜(ときあかね)	第5241549号	山本 和孝	観葉植物生産	

## 2 特許および実用新案

オリジナル品種は種苗法によって権利が確実に保護されるが、「特許」の対象となる栽培法は知財になりにくい分野である。しかし、「特許権」を取るとそのアイデアや技術を自分だけで自由に使うことができるし、その特許権を使って、自分で商品の製造や販売をすることもできる。さらに、この特許権の利用を他人に許可して、特許使用料(ライセンス料)をもらうこともできる。事例としては、No.1「底面給水鉢と鉢植え植物のパッケージ」、No.2「鉢栽培方法及びその装置(NK システム)」、No.3「デンドロビウムのアーチ仕立て」がある(第1表、写真1)。「デンドロビウムのアーチ仕立て」では、独占販売により従来との2～3倍の単価で売れたとの談である。パルプの誘引・出荷調整に多大な労力がかかるマイナス面はあったが、それを補って余りある結果である。



写真1 特許の事例(No.3)

「実用新案権」というのは、特許権の保護対象となる“発明”ほどには高度なものでない“考案”を保護対象としている。保護の対象が「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限られ、製法、生産管理方法や物質等は対象にならない。事例としては、No.4「水槽付き植木鉢」、No.5「給水タンク付き植木鉢」、No.6「浅鉢を利用した蘭の鉢植え及び栽培方法」、No.7「着色液による斑入り観葉植物の着色」がある(第1表、写真2)。これらはオリジナル商品の開発と連動しており、そのオリジナル商品によって新たな需要がもたらされている。



写真2 実用新案権の事例(No.6)

特許は、先に出願した人に与えられるので、新しいアイデアや技術はいち早く出願することが大切である。また、特許出願前にその内容を公表してしまうと特許がとれなくなるので、出願するまでは他人に情報を漏らさないように注意する必要がある。

## 3 意匠権

意匠とは、物品(物品の部分を含む)の形状、模様、もしくは色彩、またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの、と定義されている。意匠権については、鉢物のラベルで2件の登録が行われている。品物のデザインを保護するための権利なので、植物そのものや栽培方法を保護するものではなく、商品としての植物体に付属させるラベルデザインの保護を目的としている。事例のNo.8「2次元コード付き植物用名札」は、QRコードを携帯電話等で読み込ませ、生産者のホームページサイトから消費者へ向けて管理方法などの情報を発信しようという発想から開発された。またNo.9「足元注意!」の足型ラベルは、花壇に植えられたり発芽後間もない頃の植物が踏みつけられないようにしたい、という願いから生まれた(第1表、写真3)。これらは、商品の付加価値を高めるもので、全体としての商品性を向上させるメリットがある。



写真3 意匠権の事例(No.8)

#### 4 商標権

商標については通常の商標のみの 16 件の事例 (No.10~No.25) で、地域団体商標は登録されていない(第 1 表、写真 4)。自園のブランドや仕立て方法・利用方法別のブランドを守ることが目的の登録となっている。

この権利は、更新することによりずっと継続して使うことができる。この商標を使いながら、一定の品質の商品やサービスを提供し続けることによって、商品や自園(会社)への信頼・信用が得られる。他人の登録商標を真似ると損害賠償を求められることがあるので、商品に名前を付けたり、マークを付けたりする前には、似たような登録商標がないか調べておく必要がある。

「地域団体商標」は、地場産業や地域の農産物のブランド化を支援するために、平成 18 年に新しく作られた制度である。地域団体商標をとり、統一したブランド名を使うことによって、地域の商品やサービスを他地域のものと差別化し、「偽物」から守ることが可能となる。



写真 4 商標権の事例(左: NO.14、右: NO.19)